

「生活保護制度に関する国と地方の協議に係る中間とりまとめ」(平成23年)における対応状況について

○ 「運用改善等で速やかに実行する事項」

① 自立・就労支援・第2のセーフティネットとの関係整理

運用改善等で速やかに実行する事項	対応状況
<p>➤ 国から地方自治体に対して、期間を設定して集中的な就労支援を行うこと等を含む就労支援の方針を明示（当該方針に基づく地方自治体の取組に対して、就労支援員の配置指標の見直し等の支援を検討）</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者に対して、自立活動確認書の作成、原則6か月以内を活動期間と定めること等を通知した。（平成25年5月16日付社援発0516第18号「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」） • 就労支援員の配置指標は、「就労支援員の増配置について」（平成22年9月14日付社援発0914第7号社会・援護局長通知）において、就労支援員をその他世帯120世帯に1名以上配置することとしており、適切に配置するよう自治体へ向けて全国主管課長会議で周知 ※ 就労支援員については、1,026人（平成23年3月時点）から2,059人（平成29年1月時点）に増加
<p>➤ 「福祉から就労」支援事業の充実（平成24年度概算要求）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ハローワークにおけるナビゲーターの増配置 ・ 生活保護申請段階からのハローワークによるアウトリーチ型支援（必要に応じ、ハローワークから福祉事務所への巡回相談を実施） ・ 就職後の職場定着に向けたフォローアップ支援 	<ul style="list-style-type: none"> • 平成25年度からハローワークと地方自治体が一体となった就労支援を強化するため「生活保護受給者等就労自立促進事業」を実施 ※ 上記事業において、福祉事務所への巡回相談、職場定着に向けたフォローアップ支援について実施 ※ ナビゲーター数（700名（平成23年度）→1,554名（平成28年度）） ※ 生活保護受給者等就労自立促進事業の実績 <ul style="list-style-type: none"> ・ 就職者数：79,906人（平成27年度中） ・ 地方公共団体のハローワーク常設窓口設置箇所 28年度中に194箇所設置予定（平成28年度予算額6,248千円、平成29年度予算案7,076千円）
<p>➤ 中山間地域の雇用確保のための、ハローワーク（農林漁業就職支援コーナー）による農林業関係機関と連携した就職支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 都道府県労働局に対して、ハローワーク（農林漁業就職支援コーナー）による農林業関係機関と連携した就職支援を指示 ※ 18都道府県のハローワークに農林漁業就職支援コーナーを設置（平成28年4月1日時点。平成28年度予算額約2.3億円の内数）

○ 「運用改善等で速やかに実行する事項」 ①自立・就労支援・第2のセーフティネットとの関係整理(続き)

運用改善等で速やかに実行する事項	対応状況
<p>➤ 生活保護に至らない又は一旦保護に至ったとしても保護から脱却できるようにするためのトランポリン機能を強化する取組の実施（例えば、就労意欲が低い等の生活困窮者を念頭に、以下のような取組を実施する地方自治体に対して、国からの必要な財政支援等を検討）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労に直接結びつきやすい技能習得訓練の実施（例：清掃、警備等） ・ 就労支援員の役割の拡充を通じた、低所得者に特化した個別求人開拓 ・ 就労の際に求められる基本的な日常生活習慣支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年4月5日付社援保発0405第1号「日常・社会生活及び就労自立総合支援事業の実施について（自立支援におけるトランポリン機能の強化）」（平成24年度予算15億円）に基づき事業を実施 ・ 平成27年度からは、平成25年の生活保護法改正により法定化した被保護者就労支援事業や、被保護者就労準備支援事業に再編（被保護者就労支援事業については、全自治体において実施。また、被保護者就労準備支援事業については、平成28年12月現在、全自治体中26%の自治体にて、技能習得訓練や日常生活習慣支援等について実施。）
<p>➤ ハローワークから福祉事務所に対して、稼働能力の判定にあたり必要な情報（地域における職種別有効求人倍率や必要に応じ職業適性検査の結果等）を提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護受給者等就労自立促進事業の実施に当たり、対象者の就労支援の目標共有、役割分担や連携方法の明確化を行い、効果的・効率的な就労支援を実施するため、都道府県及び地域単位の福祉部門・雇用部門担当者による生活保護受給者等就労自立促進事業協議会を設置（「生活保護受給者等就労自立促進事業協議会の設置について」（平成22年2月19日付職発0219第3号、能発0219第2号、雇児発0219第3号、社援発0219第4号）、「生活困窮者等の就労支援に当たっての地方公共団体とハローワーク等との連携強化について」（平成27年9月30日付職発0930第8号、能発0930第22号）） <p>※ 平成28年6月時点で1,717の市区町村と協定締結済</p>
<p>➤ 社会福祉法人等の協力を得て実施する高齢者等の自立生活支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会・援護局関係主管課長会議（平成24年3月）において、各自治体に対して、社会福祉法人やNPO等の協力を得て、職員の手伝いを行う社会貢献活動や、中間的就労の場を提供することにより、社会生活や日常生活能力の向上等を目指す取組を強化するため、自立支援プログラムの策定、受け入れ可能な社会福祉法人やNPO等の確保、受入先との調整を行うコーディネーターの確保等により生活保護受給者の社会的自立の支援に取り組むよう指示済 <p>※ 社会生活自立に関する自立支援プログラム策定自治体数 358自治体（平成27年度）</p>

○ 「運用改善等で速やかに実行する事項」 ①自立・就労支援・第2のセーフティネットとの関係整理(続き)

運用改善等で速やかに実行する事項	対応状況
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 子どもの貧困対策として、受給者世帯の子どもやその親への養育相談・学習支援等を充実（24年度概算要求） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの貧困の連鎖の防止の観点から、生活保護世帯の子どもに対する学習支援について、高校進学支援のみならず、24年度から高校中退防止等の取組を含め強化する形で実施（平成26年度までセーフティネット支援対策等事業費補助金において実施） ・ なお、平成27年4月からは生活困窮者自立支援制度に基づき、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援事業において実施 ※平成24年度237億円の内数（セーフティネット支援対策等事業費補助金） ※平成28年度予算額33億円、平成29年度予算案35億円（学習支援事業）
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 被災者の自立・就労に向けて、被災者生活再建サポーターの配置に係る国庫補助（23年度3次補正） ➤ 求職者支援制度による職業訓練を受講することが適当と判断されたにもかかわらず合理的な理由なく受講しない者に対して、指導指示の対象とし、必要に応じて、保護の停廃止も検討（実務上の詳細な取扱いについては、別途地方自治体の意見も踏まえ検討） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」を他法他施策としての位置付けを明確化し、利用できる者について極力その利用に努めさせるよう、局長通知（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号 厚生省社会局長通知）上位置づけた。

○ 「引き続き検討を進める事項」 ①自立・就労支援及び第2のセーフティネットとの関係整理

引き続き検討を進める事項	対応状況
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域における計画的な自立支援の取組（社会的居場所づくり、子どもの貧困対策を含む） ➢ 低所得者等生活基盤が脆弱な方に対する伴走型支援を行うための地域拠点の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年に生活困窮者自立支援法が成立し、就労その他、複合的な課題を抱える生活困窮者について包括的な支援を行い、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図った。（平成27年4月施行）
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 保護脱却に向けたインセンティブ強化（保護廃止時の一時扶助の創設や勤労控除の積立還付等） ➢ 就労活動や社会貢献プログラムへの参加者に対するインセンティブ 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年生活保護法改正により、保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たこと等により保護廃止に至った時に支給する就労自立給付金を創設した。（平成26年7月から実施） <ul style="list-style-type: none"> ※ 就労自立給付金支給件数（平成27年度）：11,868 件 ・また、就労活動促進費の創設、勤労控除制度の見直しについても平成25年8月から実施 <ul style="list-style-type: none"> ※ 就労活動促進費の支給実績（平成26年度）： 591件、5,974千円
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 求職者支援制度以外の施策も活用した、第2のセーフティネット施策全体の機能強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年に生活困窮者自立支援法が成立し、就労その他、複合的な課題を抱える生活困窮者について包括的な支援を行い、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図った。（平成27年4月施行）（再掲）

○ 「運用改善等で速やかに実行する事項」 ②医療扶助や住宅扶助等の適正化

運用改善等で速やかに実行する事項	対応状況
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 平成23年度に新たに導入した電子レセプトの効果的活用を通じて、医療扶助適正化に向けた地方自治体の取組を支援 ・ 向精神薬の重複処方や頻回受診等、不適切な受診行動が見られる生活保護受給者への適正受診指導を行うため、電子レセプトに係るシステムについて、具体的な対象となり得る者を抽出する機能を追加する機能強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ レセプトの電子化に伴い、生活保護レセプト管理システムを導入し、平成23年度より、全国の自治体で運用を開始した。 ・ 平成24年度に、レセプト管理システムの抽出機能を強化し、具体的な指導対象となり得る者を容易に抽出できるようにした。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子レセプトを活用した効果的な取組を進める観点から、指定医療機関における医療扶助の状況（生活保護受給者に関する請求が突出して多い等）を総合的に勘案した、適正化対象選定の基準策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年度より社会保険診療報酬支払基金から、生活保護受給者に関する請求が多い医療機関情報等を入手し、各都道府県へ送付している。また、医療機関の個別指導対象の選定にあたり、医療扶助運営要領において、上記を参考とするよう示している。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 後発医薬品の使用促進について、本人や医療関係者等への更なる働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年度より、医師が後発医薬品の使用が可能であると判断した場合は、後発医薬品の使用を原則化した。また、平成25年の生活保護法の改正により、後発医薬品の使用を促すことについて明確化 <ul style="list-style-type: none"> ※ 生活保護受給者の後発医薬品の使用割合については、48.2%（平成25年度）から69.3%（平成28年度）に増加 さらに、平成27年度より、後発医薬品の使用割合が75%未満の自治体においては、後発医薬品の使用促進計画を策定
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療扶助の適正化のための電子レセプトの活用方法に関するマニュアルを国が作成し地方自治体へ配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年度に「医療扶助適正化に関するレセプト管理システムマニュアル」を作成し、各地方自治体に配布
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 電子レセプトに係るシステムの大規模改修の際に、地方自治体からの照会等に対応するヘルプデスクの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ レセプト管理システムの大規模改修を実施する際に検討（大規模改修が実施されていないため）
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 審査支払機関を通じた生活保護受給者に係るレセプトの重点審査の徹底や、健康保険との比較データの地方自治体に対する提供を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年度より、社会保険診療報酬支払基金から、生活保護受給者に関する請求が多い医療機関や、生活保護受給者以外の請求点数に比べて生活保護受給者のレセプト1件あたりの点数が高い医療機関の情報を入手し、地方自治体に配布している。

○ 「引き続き検討を進める事項」 ②医療扶助や住宅扶助等の適正化

引き続き検討を進める事項	対応状況
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 医療扶助の更なる適正化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療扶助の更なる適正化として、平成29年度においては、医療扶助適正化事業の実施にあたり、P D C Aサイクルの仕組みを導入する自治体を支援の対象とするとともに、精神障害者等の退院促進事業及び、適正受診指導等の強化事業の対象者を拡大して支援する予定
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域における計画的な医療扶助適正化の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後発医薬品の使用促進計画及び頻回受診適正化計画を策定することとしている。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 指定医療機関制度の指定の手続きの見直し（保険医療機関の指定とのみなし規定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年の生活保護法改正により、指定要件及び指定取消要件の明確化や指定の有効期間の導入等の規定を追加
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 指定医療機関への指導における国（地方厚生局）と地方自治体との連携規定の創設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年の生活保護法改正により、国と地方自治体が共同して指定医療機関への指導ができることとした。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 医療扶助事務方式のあり方 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療券における受給者番号の固定化を実施し、社会保険診療報酬支払基金において、縦覧点検が行えるようにするとともに、個人の医療費の動向分析が簡易に行えるようにした。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 住宅扶助の現物給付の拡大（公営住宅、民間賃貸住宅等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅扶助の代理納付制度のより一層の積極的な活用について、平成27年に全国の地方自治体あてに通知するとともに、毎年、地方自治体の生活保護担当を参集した全国会議で周知を図っている。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 指定介護機関制度の指定の手続きの見直し（居宅系介護サービス事業等の指定とのみなし規定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ みなし規定については、平成25年の生活保護法改正により対象を拡大し、平成26年7月以降に介護保険法上の指定又は許可を受けた介護機関をみなし指定の対象とした。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 生活保護受給者から不当に生活保護費を搾取する、いわゆる「貧困ビジネス」について、法規制を導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貧困ビジネス等に対する対応については、「生活保護受給者の宿泊施設及び生活支援の在り方に関する意見交換会」にて検討中

○ 「運用改善等で速やかに実行する事項」 ③生活保護費の適正支給の確保

運用改善等で速やかに実行する事項	対応状況
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 金融機関に対する資産調査について、本店への一律照会が可能となるよう関係団体への要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護の決定・実施のための金融機関に対する照会について、従来は別々の支店に照会していたものを、銀行等が指定する本店等に一括照会する運用を開始。（「金融機関本店等に対する一括照会の実施について」（社援保発0914第1号、平成24年9月14日社会・援護局保護課長通知））
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 年金受給権等の確認や遡及して給付された年金等の確認に係る福祉事務所の負担軽減を図る観点から、関係機関との連携強化（福祉事務所から日本年金機構への照会・回答の更なる迅速化を図る等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護の実施機関による日本年金機構等に対する年金関連情報の照会事務については、日本年金機構が情報提供者として情報提供ネットワークシステムを使用することができるようになった時に、当該システムを使用した照会が可能となるよう、省令を改正する予定
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国レベルでも、不正事案の告発の目安となる基準の策定等 ➢ 暴力団員排除に向けて、保護申請時に暴力団員でないことの申告を新たに求める ➢ 受給者が暴力団員であることが判明した場合の法第78条に基づく返還請求の対象範囲を整理 ➢ 本人確認や名義貸しによる就労収入の不申告等の抑制のため、届出書類等に顔写真を添付 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「生活保護に関する不正事案への対応について」（平成26年4月1日付社会・援護局保護課長通知、社援保発0401第1号）の発出により、不正事案への告訴等を検討する差異の判断基準（目安）を提示 ・ 現在も保護の申請時において、暴力団員及び暴力団員であることが疑われる場合、暴力団からの脱退届及び離脱を確認できる書類、誓約書、自立更生計画書の提出を要請する等を行っている
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 電気・ガス等のライフライン関係事業者との連携等を通じた漏給防止の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援すべき者の早期発見に向け、ライフライン事業者等と連携するよう改めて地方自治体に依頼するとともに、連携の好事例についてとりまとめ、自治体に周知（平成24年5月11日付社会・援護局地域福祉課長通知、社援地発0511第1号「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」）

○ 「引き続き検討を進める事項」 ③生活保護費の適正支給の確保

引き続き検討を進める事項	対応状況
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 実施機関の調査権限の拡大（現行「資産及び収入の状況」となっている調査対象に、新たに稼働能力の活用状況等を加え、被保護者であった者も整理） 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年の生活保護法改正法において、福祉事務所の権限強化（「資産及び収入」に限定されている調査事項について、就労や求職活動の状況、健康状態、扶養の状況等の規定を追加。）を実施
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 申請者の暴力団員該当性について、警察当局への照会のあり方 	<p style="text-align: center;">—</p>
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 不正受給に係る罰則の引上げ等 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年の生活保護法改正法において、罰金の引上げ及び不正受給に係る返還金の上乗せの規定を追加
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 社会保険各法の例に倣い、第三者求償権の創設 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年の生活保護法改正法において、医療扶助等の事由が第三者行為によって生じた場合、地方自治体が支弁した医療扶助等の限度で、受給者が当該第三者に対して有する損害賠償請求権を取得する規定を創設
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 不正受給の返還金と保護費との調整規定の創設 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年の生活保護法改正法において、本人の申し出に基づき、保護の実施機関が被保護者の生活の維持に支障がないと認めたときは、徴収金について保護費から調整できる規定を追加
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 国民目線から見て不適切な保護費の消費に対する指導のあり方や、刑務所出所者等への関係省庁と連携した支援についての検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年の生活保護法改正において、被保護者の責務として収入、支出その他生計の状況を適切に把握することを位置づけた。 ・刑務所出所者等への関係省庁と連携した支援については、継続して協議の場を設けている。

○ 「運用改善等で速やかに実行する事項」 ④実施機関の事務負担軽減

運用改善等で速やかに実行する事項	対応状況
<p>➤ ケースワーカー業務の在り方の見直し（ケースワーカーが担うべき業務を踏まえたケースワーク業務の外部委託に向けた検討、一部の生活保護受給者に対する訪問調査回数の緩和等、ケースワーカーの負担軽減策を検討）</p>	<p>・ 訪問調査については、年に2回を原則としているが、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等の利用で、施設管理者等により日常的に生活実態が把握され、その状況が福祉事務所に報告されている世帯や、個別支援プログラムに参加する高齢者世帯は年に1回とするなどの運用を行っている。</p>
<p>➤ 各種調査の重複の排除や生活保護業務データシステムの導入により、調査関係業務を基本的に不要とする等福祉事務所の負担軽減</p>	<p>・ 被保護者全国一斉調査と福祉行政報告例（生活保護部分）について、調査を統合した。 また、これまで監査の際に報告を求めていたデータのうち、生活保護業務データシステムで入手可能なものは報告不要とした。</p>
<p>➤ 広域地方自治体等で就労支援員を雇用し、複数の福祉事務所への巡回が可能であることの明確化</p>	<p>・ 社会・援護局関係主管課長会議（平成28年3月）において、地方自治体に対し、1人の就労支援員が複数自治体に巡回して就労支援を行うことが可能であることを改めて地方自治体に周知した。</p>

○ 「引き続き検討を進める事項」 ④実施機関の事務負担軽減 …………… なし